

京都府亀岡市東本梅町

集落の教科書

良いことも

そうでないことも

ちゃんと伝えたい

農道は子どもさんのぽ道。



【目次】

東本梅町全体の情報

- 2 東本梅の未来に向けて
- 3 東本梅町はここにある
- 4 町の地図 / アクセス
- 5 町の特色 / 風水害
- 6 東本梅町自治会
- 7 自治会費等
- 8 東本梅町の行事
- 10 作業等の出役
- 11 地域情報の受け取り方
- 12 共聴アンテナ / お買い物
- 13 農地はみんなで守る

団体

- 14 主な自治会組織等
- 15 地域を盛り上げる団体

区ごとの情報

- 18 赤熊区
- 20 大内区
- 22 松熊区
- 24 中野区
- 26 東大谷区
- 28 生子田区
- 30 あせび区
- 32 四季折々のよそおい
- 33 電話帳

集落の教科書の読み方

ルールは日々変わる

ここに記したのは2020年3月時点のルールです。今も少しずつルールの改善が行われています。あなたも東本梅町に住めば、一緒に地域を作っていく仲間となります。

人から学ぶ

ここに書ききれていない東本梅町の魅力や習慣もたくさんあります。地域に住む人々から話を聞き、地域への理解を深め、生活の知恵を学び取っていただけると幸いです。

ルールには濃さがある

集落のルールと一口で言っても、守るべき強いルールから、時代の変化とともに消えつつあるルールまで、色の濃さに違いがあります。ルールの濃さの基準を示しますので、参考にしてください。



慣例や風習



ゆるいルール



強いルール



改善に向け考え中



消えつつあるルール

東本梅の未来に向けて

東本梅町は、2017年9月に※移住促進特別区域の指定を受け、移住希望者を積極的に受け入れています。

穏やかで優しい人が多く、家族で生活するのに最適な自然と住環境があります。

ここで育った子どもたちが、将来自分が子育てをするときに帰ってきたくなる地域づくりを目指し、森の自然ほいくえん東本梅（4月より「森の自然こども園東本梅」に改名）サポート隊を結成するなど、未来に向けた取り組みが始まりつつあります。

<東本梅町データ>

人口：525人

世帯：245世帯

面積：8.64km²

2019年12月1日時点

※移住促進特別区域：移住促進を積極的に行う覚悟が認められ、京都府知事から指定を受けた地域のことです。



上空からみた東本梅町。中央を流れるのが本梅川

東本梅町はここにある

東本梅町は、亀岡市の西端にあり、
広く開けた空と半国山のもと、
美しい田園風景が広がる農村地域です。

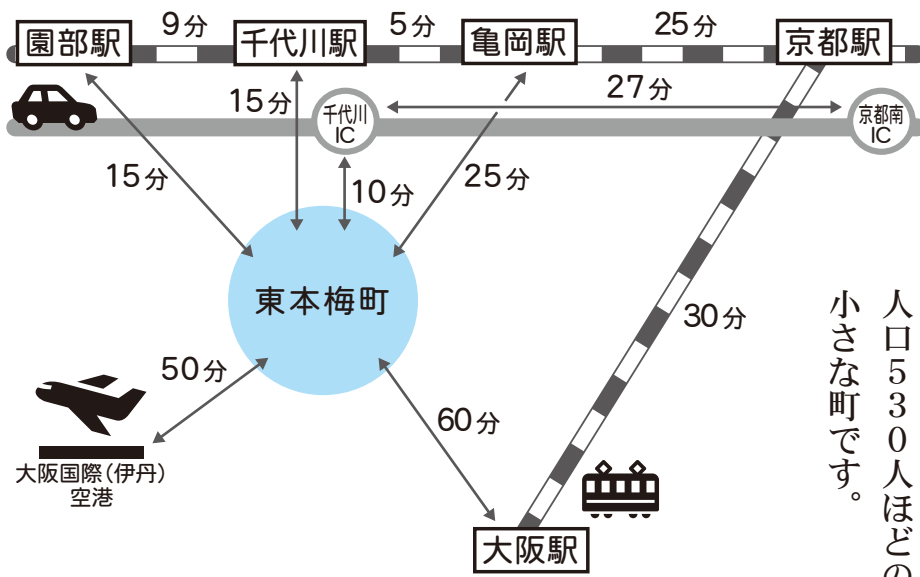


街道沿いに栄えた集落群

東本梅町は、古くから篠山街道により栄え、多くの店が立ち並び地域でした。1959年、東本梅村が2つの地域に分かれ、若森、南大谷地域が園部町へと編入し、今の東本梅町地域が亀岡市と合併しました。現在の東本梅町は、7

区により構成された人口530人ほどの小さな町です。

<京都や大阪に出やすい立地>



東本梅町地図 Googleマップ



半国山

半国山は、東本梅町のシンボルです。また地域住民だけでなく、日帰り登山に最適なことから、登山家にも愛好されています。

頂上からは、丹波、播磨、摂津の三つの国の半分が見えたという名前の由来どおり、四方遙か遠くまで見渡せます。赤熊から登るコースは約5km。2時間ほどで山頂にたどり着きます。



四方遙か遠くを見渡せる半国山の山頂

音羽川・音羽の滝

音羽川の水は、本梅川、保津川、京都嵐山を通り、淀川となって大阪湾に注いでいます。

渓谷には滝が点在し、最も落差があるものは12mで「音羽の滝」と呼ばれ、光に反射する水しぶきが幻想的です。また水は透明で美しく、前は酒造りにも利用されています。この恩恵を受けて育つお米や野菜はとてとても美味しいと評判です。



自然保育サポート、音羽川で子ども達が川遊び

森の自然こども園 東本梅

亀岡市立東本梅保育所が、2019年に豊かな自然を活かして京都府下初の公立自然保育園となり、更に2020年、より多くの方が通える「森の自然こども園東本梅」として生まれ変わりました。

町民有志が中心となり、野外活動等、自然保育の活動をサポートしています。




森の自然こども園 東本梅

風水害が少なくて安心

集落は海拔高度170〜180mにあり、丘陵に囲まれた地形であるものの谷はそれほど深くないため、大雨の時には集落に流れ込む水量は甚だしいものではありません。近年の異常気象の際も近隣の地域では床上浸水などの被害が多発していますが、当地では床上浸水の被害は無し。周囲の丘陵が風よけになるのか、風による被害も出ていません。

● 収容避難所 亀岡市が開設する避難場所です。

- ・ 東本梅町ふれあいセンター 
- ・ 森の自然こども園東本梅

● 一時避難場所 一時的に自主避難する場所です。

- ・ 赤熊公民館
- ・ 中野ふれあいセンター
- ・ 東大谷集会所
- ・ あせびの郷クラブハウス
- ・ 大内営農センター
- ・ 東本梅町グラウンド
- ・ 松熊集会所

東本梅町自治会

自治会は市役所の下請け機関ではありません。町民意思による自治を推進し、まちづくりに関する重要な決め事や、取り組みを行っています。それらの取り組みは、町民からの自治会費によって運営されています。

役職名	役割
会長	自治会会務の総括 (兼務する役職) ・ 亀岡市自治委員 ・ 東本梅町自主防災会会長 ・ 東本梅町青少年育成協議会会長 ・ こども園サポート隊「わの会」代表
副会長 (次期会長)	会長補佐 職務代行者
副会長	会計



【自治会事務所】(東本梅町ふれあいセンター内)
月曜日～金曜日 毎日午前9時～正午
TEL0771・26・2504

役員決め方

次期自治会役員は、区長会で候補者を挙げて現職三役から打診します。候補者の在する区の区長と共に候補者に要請し、区推薦として決定します。そして年度末総会にて承認されます。

自治会三役員は任期2年です。

役員による会議

自治会三役や区長、※各団体長による会議で、決め事や連絡事項の伝達が行われています。

通常総会 (4月、3月)	出席：自治会役員のみ
各団体長会議 (4月)	出席：自治会役員 各団体長
定例区長会 (原則 月1回)	出席：自治会三役 各区正副区長
自治会三役会 (随時)	出席：自治会三役

※ 各団体長：各団体長会議に出席する福寿会長、体育振興会長、消防分団長、子ども育成会長、防犯推進委員東本梅町代表、交通安全協会支部長、自治会女性部長、コミュニティー推進委員、民生児童委員を総じて各団体長と呼んでいます。

町民が支払うお金

全国どこでもそうですが、東本梅町にも自治会費や区費があります。アパートでいう共益費のようなものです。これらは、地域の行事や公民館管理などに使われる大切なお金です。



自治会費や区費のほかに、自治会が区を通じて委託徴収しているお金があります。

寄付意味合いのものは自己判断ですが、基本全員が支払っています。



【全町民に関係する支払】

	年額	対象者	備考
自治会費	6,000 円	自治会加入世帯	年 3 回 2,000 円ずつ
消防費	1,500 円	町内に持ち家等がある世帯	11 月頃
体育大会協賛金	500 円	町民	9 月頃
子ども育成会費	600 円	町民	5 月頃
体育振興会費	800 円	町民	5 月頃
社会福祉協議会費	500 円目途	町民	9 月頃
日赤会員会費	500 円目途	町民	5 月頃
緑の羽根 寄付	50 円目途	町民	5 月頃
赤い羽根 寄付	500 円目途	町民	10 月頃
歳末たすけあい 寄付	400 円目途	町民	12 月頃

【区ごとに異なる支払】支払方法は各区のページ(18～31)を参照

	年額	対象者	備考
赤熊区 区費	10,000 円	区内の世帯	年 2 回 5,000 円ずつ
大内区 区費	13,000 円	区内の世帯	年 1 回
松熊区 区費	10,000 円	区内の世帯	年 2 回 5,000 円ずつ
中野区 区費	18,000 円	区内の世帯	年 2 回 9,000 円ずつ
東大谷区 区費	13,500 円	区内の世帯	年 3 回 2,500 円ずつ
生子田区 区費	7,500 円	区内の世帯	年 3 回 2,500 円ずつ
あせび区 区費	2,050 円	家屋所有者	他に組合管理費等を徴収



移住を考えておられる方に注意していただきたいのですが、区費が安いから得、高いから損という単純なものではありません。区費が高いということは、その分取り組みをしているということです。単純な金額の差で判断せず、自分に合った移住地を選んでいただくと幸いです。

東本梅町の行事

町民の親睦を深める行事や防災に関する取り組みなど年間を通じて様々な事業が行われています。

このページでは、毎年恒例で行われている行事を紹介いたします。日時や場所などの詳細は、その都度ご確認ください。

◎ 区ごとでも独自の行事を行っています。詳しくは、各区のページ(18〜31)を参照してください。



おしらせ情報
東本梅町HP

わくわくサロン

高齢者たちが集まり、体操や鑑賞、ゲーム、食事などをするサロン活動です。日6月、12月、2月L午前11時〜午後2時30分所ふれあいセンター☺65歳以上、自治会三役、※1民生委員準自治会三役、民生委員、福寿会代表が準備をします。



地域こん談会

地域こん談会は、亀岡市市役所幹部に出向いて

もらい、地域の課題や要望事項などについて意見交換する会です。日例年7月所ふれあいセンター☺自治会役員、各団体系長準各区長、各団体系長からの要望を自治会が取りまとめ、地域こん談会に臨みます。

夏の夕べ

夏の夕べは、毎年8月に開かれる納涼祭です。夜店や花火、※2丹波音頭で、にぎやかな夏の宵を



楽しみます。日8月L午後7時30分〜10時※年度によって日時ともに変更あり所東本梅町グラウンド☺町民、園児、その他どなたでも準自治会役員、各団体役員による夏祭り実行委員会が一カ月前から準備をします。



敬老の集い

長寿を祝う催しが毎年開かれています。日9月L午前10時30分〜午後2時所京都・烟河(湯の花温泉)☺75歳以上、自治会三役、区長、女性部、民生委員準各区長を通じて対象者に連絡し、自治会が取りまとめて料理などを手配します。

凡例 日 実施月等 L 実施時間 所 実施場所 ☺ 参加対象 準 担当者による準備等

町民体育大会

区の対抗戦で町民体育大会が毎年開かれます。子どもからお年寄りまで町民みんなが集う行事です。雨天の時は室内でレクリエーションゲームを楽しみます。

日 10月**L**午前9時30分
～午後3時**所**東本梅町
グラウンド**☺**町民**準**東
本梅町体育振興会、自治
会役員、各団体役員によ
る体育大会実行委員会
が一カ月前から準備を
します。



ふれあい祭り

ふれあい祭りでは、展示、アトラクション、ピ
ンゴゲーム、太鼓同好会
演奏、地元野菜販売、バ
ザー、出店、炊込みご飯
ふるまいなどが行われ
ます。**日** 11月**L**午前10時
30分～午後3時**所**ふれ
あいセンター**☺**町民、園
児、その他どなたでも**準**
自治会役員、各団体役員
によるふれあい祭り実
行委員会が一カ月前か
ら準備をします。



しめ縄づくり

福寿会と東本梅町子ど
も育成会の共催で毎年
12月に、しめ縄づくりを
しています。子どもたち
は福寿会の方に教わり
ながらお正月飾りを手
作りし、交流を深めます。

日 12月**L**午前9時30分
～12時30分**所**ふれあい
センター**☺**福寿会、子ど
も育成会**準**福寿会が材



料を用意、育成会がお菓
子等を用意します。

年末警戒

空気が乾燥し、火を取扱
う機会が多く、火災が発
生しやすい年末に、町内
を巡回パトロールしま
す。**日** 12月末の2日間**L**
午後9時～**所**ふれあい
センター、消防分団二班
詰所(大内区)**☺**自治会
三役、自主防災会、消防
分団、防犯推進委員



※1 民生委員：住民の生活状態を把握しサポートする“地域の見守り役”です。

※2 丹波音頭：亀岡地域を代表する盆踊り音頭で、毎年市役所で踊りの練習会も開かれます。

出役しなければならぬこと

地域の環境を整備する共同作業があり、所属や役職によつては出役しなければなりません。

◎ 区ごとでも独自の共同作業があります。詳しくは、各区のページ(18〜31)を参照してください。



また亀岡市役所などから協力要請や動員依頼があった際は、なるべく応じるようにしています。



消防入退団式

日 4月☺ 消防分団員、自主防災会

光秀まつり

亀岡市の一大イベント光秀まつりで、武者に扮して行列に参加します。
日 5月☺ 自治会三役、当番区正副区長

グラウンド整備

日 7月☺ 自治会三役、各区長

社会を明るくする運動

犯罪や非行をなくすための講演会です。日 7月☺ 自治会三役、当番区正副区長

五者合同研修会

青少年の健全育成に関

わる市内の5団体による研修会です。☺ 自治会三役当番区正副区長

大踊り大会

亀岡駅前で開かれる大踊り大会に参加します。
日 8月☺ 自治会三役、自治会女性部より数名

総合防災訓練

2年に1度、土砂災害のおそれがある危険箇所のお点検や土のう作成などの総合的な防災訓練を行っています。町での

町民大会グラウンド整備

日 9月末☺ 自治会役員、東本梅町体育振興会役員▶草刈り機、鎌など

訓練終了後、市の総合防災訓練に自主防災会代表が参加しています。
☺ 東本梅町ふれあいセンター周辺▶自主防災会各区役員



市女性集会

性別にかかわらず誰もが安心して暮らせる社会を築くための女性集会に参加しています。
日 12月☺ 自治会女性部 数名

凡例 日 実施月等 L 実施時間 所 実施場所 ☺ 参加対象 ▶ 持参する物 他 その他
▶ 外部機関から協力要請(動員)または参加案内がある事業等

【参】京都亀岡 ハーフマラソン

ハーフマラソンの折り返し地点にて給水係をします。【日】12月【☺】自治会役員、自治会女性部、東



本梅町体育振興会役員

【他】東本梅太鼓同好会が太鼓演奏でランナーにエールを送っています。

ふれあいセンター 年末清掃

【日】12月末【☺】自治会二役、自治会女性部【他】東本梅太鼓同好会、東本梅料理グループの有志に参加いただいています。

【参】市消防出初式

【日】1月【☺】自治会三役、当番区正副区長

土のう作り 消火栓点検

ふれあいセンターに備蓄するための土のう作りと消火栓等の点検を行っています。【日】適期

【所】ふれあいセンター
各区自主防災会、町自主防災会、消防分団

地域情報の受け取り方

行事や出役に関する案内は、チラシなどを概ね一カ月前の定例配布日(毎月1日、15日前後)に各区長を通じて配布されるほか、ホームページにも掲載されます。また定例区長会の内容は、各区長を通じて各区民に伝達されます。



【東本梅町自治会だより】隔月発行。行事の様子や、まちの動きなどが掲載され、各区を通じて自治会加入世帯に届けられます。



おしらせ情報
東本梅町HP

【自治会ホームページ】地域での暮らしの様子や行事、こども園サポート隊「わの会」の活動などがホームページで紹介されています。

共聴アンテナ

東本梅町では、通常のアンテナだけではテレビの視聴ができません。

テレビを視聴するには、各地区ごとが管理する共聴アンテナに加入するか、インターネットの回線等の契約をする必要があります。

各地区ごとで共聴アンテナの管理組織があり、加入者は初期の費用と組合費を支払い、テレビを見ています。



区名	初期費用	組合費	管理組織
赤熊区	区内：110,000円	2,400円/年	赤熊テレビ共聴組合
東大谷区	新規居住：160,000円		
大内区	200,000円	現在徴収なし	大内アンテナ組合
中野区	加入金 15,000円	1,200円/年	宮川・中野テレビ共同受信施設組合
松熊区	家屋の設備による	3,000円/年	松熊テレビ共同受信施設組合
生子田区	共聴アンテナなし。各自が光回線のテレビ契約をしています。		
あせび区	加入費なし。 ※接続工事は各自負担。	なし ※管理費より拠出	馬酔木の郷管理組合

お買い物

車で10〜15分ほどの距離にスーパーマツモト(千代川店・大井店・新そのべ店)があり、ドラッグストアやガソリンスタンドも数軒点在しています。

土・日曜日の午前中には、「宮川朝市とれたて市場」、「ふるさと丹波路」をはじめ、沢山の朝市が開かれます。ドライブがてらお気に入りの探すのも楽しいです。一番近いコンビニは宮前町宮川のファミリーマート。そのほか地元農家の無人販売所もあります。



京都丹波
直売所マップ




農地はみんなで守るもの

農業は自分ひとりではできません。農地で使う水は共有管理ですし、獣の侵入を許せば周りの迷惑になり、害虫が発生すれば隣の農地にも飛んでいく。田舎の美しい田園風景は、みながちんと草を刈るから保たれています。農地の取得者や耕作者は、農地は共有財産という意識を持ちましょう。



あせび区から見た半国山方面

 農地所有者や耕作者によっては、組合費や水利費、土地改良費などの支払い義務があります。地域によって金額や支払方が異なりますので、詳しくは各組合長にお尋ねください。

農家組合(区ごと)

各区ごとに農家組合があり、地域の農業全般を担っています。

農地所有者や耕作者は、農家組合への加入が望まれます。

農地面積に応じた組合費の支払いがあり、このお金が施設の維持管理や運営費に充てられます。

役員は組合員の中から選出され、正副組合長と会計の他に地域によつては、水利委員や多面的機能交付金事業担当者を設けています。主な役割は、交付金の申請、水稻生産実施計画書、営農計画書の取りまとめ、亀岡市やJA京都の資料配布などです。

東本梅営農組合

東本梅町内各区の農家組合役員や農業委員らで構成し、町内の農業を取りまとめ、地域農業の強化を図る組織です。

農業委員

農地利用最適化推進委員

市長・農業委員会会長の任命により、農地法と農業委員会法に関するを行つていきます。農家組合と連携し、遊休地の発生防止と解消、貸借契約、新規参入者の支援などを行っています。

亀岡市東本梅町土地改良区

土地改良区とは、いわゆる土地改良事業をする農業者組織です。東本梅町土地改良区は農地95%の圃場整備完了に合わせ設立した農家157人による組織で、96haの農地、水路やため池、農道等の維持管理を行つていきます。

主な自治会組織等

東本梅町には自治会のほかに、地域住民の安心・安全な町づくりのために活動する組織があります。ここでは主だった組織の活動を紹介します。

消防団 東本梅分団

消防団は、消火活動のほか、防災訓練や※1サイレン吹鳴などをされています。隔年の操法大会の年は、5～7月の間、週2回程度、夜に2時間の訓練に励まれます。



東本梅町自主防災会

自主防災会は、自治会三役と各区正副区長の計17人で構成し、設備点検や土のう作り、年末警戒などをされています。また区単位の自主防災会もあります。

体育振興会

町民の体力向上と親睦を目的に、ボウリング大会やグラウンドゴルフ、ペタンク大会を主催、また町民体育大会の運営主体として活動するほか、亀岡市で催されるスポーツイベントに参加、協力を行っています。

子ども育成会

地域に根差した健全な子どもを育てるため、町内の小・中学生約30人とその保護者が子ども育成会を組織し、旅行や空き缶拾い、しめ縄づくりをされています。この活動を支えるため、町内各戸から600円ずつ協力しています。

東本梅町福寿会

およそ65歳以上の町民有志組織・福寿会では、社会奉仕活動や友愛活動、クラブ活動、子ども達との交流事業をされています。会費は年1000円。



※2 民生委員・児童委員

※3 西部地区において東本梅町は、3人の委員が担当され、特に高齢者や児童等の見守りをされながら、相談・助言の活動をされています。

※1 サイレン吹鳴：毎月1日午前7時に消防団によってサイレンが鳴らされます。

※2 民生委員・児童委員：高齢者を支える民生委員と、児童等を見守る児童委員を兼務することが多いです。

※3 西部地区：亀岡市の西側にある東本梅町、宮前町、本梅町、畑野町をひとまとめにし、「西部地区」と呼びます。

地域を盛り上げる団体

東本梅町には、様々な有志の団体があります。子育てや健康などの課題に取り組み、地域を動かす原動力となっています。

赤熊楽暮会

あかくまらくぼかい

赤熊楽暮会は、多くの人と仲良くし、面白いことを企画して日々を楽しくするため、郷土愛とボランティア精神で、半国登山道の整備や若手就農者との茶話会、城山登山などをされてきました。

現在、比較的時間にゆとりを持った高齢者7人が所属。各活動への参加は自由。赤熊の地名が付いていますが、他地域からの参加も可能です。

H31ゆりの会

京都府の「さわやかボランティア・ロード」の認定を受け、旧赤熊ロードパークで花づくりや清掃活動に取り組んでいます。活動は月1回（第4土曜日午前8時〜）で、自由参加。



サポート隊「わの会」

東本梅町や宮前町の町民有志や保護者らで、森の自然こども園東本梅サポート隊「わの会」を作り、園児が生き生きと活動できるよう、野外保育の見守り役やフィールド提供などでサポートしています。



※4 3B体操グループ

第1・3金曜日に、ダンスやストレッチなど楽

食の会

しく運動されています。参加費用1500円＋保険料年600円。

※5 亀岡市食生活改善協議会委員として、市民の食生活を改善する活動がされてきました。協議会を脱退後は、ふれあい祭りで炊込みご飯づくりを担当されています。



※4 3B体操：レクリエーション的要素が多く取り入れられた体操で、補助で使うボール、ベル、ベルターの頭文字をとって3B体操と名付けられています。

※5 亀岡市食生活改善協議会(略称 食改さん)：食を通じて健康づくりの普及活動を行う協議会です。

JA女性部

JA女性部東本梅支部は月1回ほど、手芸や編み物などをされています。会費は年10000円＋必要に応じて。



東本梅太鼓同好会

子どもから大人まで幅広い年齢層の20人が所属し、自治会、近隣への行事等での演奏、福祉施設への出演をされています。会費は年2000円。



東本梅料理グループ

料理グループでは、年6回ほど料理教室を開き、会員間の親睦を深めています。

現在、東本梅町在住の女



性8人が所属しています。会費は1回1000円と材料代。

福寿会

グラウンドゴルフ

60〜80代の会員19人が、グラウンドゴルフを通じて会員相互の親睦を図るために活動されています。月曜と木曜日に練習し、磨いてきた技を年数回の大会で発揮され



ています。会費は月10000円。

福寿会

手芸クラブ

手芸クラブの会員は6人で、月1回2〜3時間の活動をされています。時には染色や書道など、会員個人の得意技を教え合って楽しまれます。



7つの集落(区)
 東本梅町は5ブロックに分けられていますが、その中に7区の自治組織があり、各区で独自の取り組みをされています。



赤熊区は、京都百名山の一つ半国山の登山口があり、60戸余りの区です。のどかな田園風景の小さな盆地にあり、新旧の住民が互いに助け合う平和な集落です。

年間の行事

区の会議等

初集会

前年度の事業報告や年間の抱負を行います。

日 1月1日 L 午後1時
30分から 所 赤熊公民館

参加対象 全戸各1人

農家組合集会

農家組合員が集まり、年間の事業説明を行います。日 4月末 L 午後8時から 所 赤熊公民館

参加対象 農家全戸

区の夏の夕べ

赤熊区納涼祭(夏の夕べ)では、太鼓同好会の演奏やビンゴ等が行われます。日 原則8月18日

L 午後6時から 所 赤熊
宮農センター 区民 他
今後続けてい
くかを検討中。



区民の出役

彼岸の道づくり

(3月、9月)

区内の溝清掃等を実施。日 彼岸の中日 L 午前8

時から 全戸各1人

クワなど 他 3月は、溝清掃後に役員選挙を実施

本梅川堤防草刈り

日 7月上 L 午前6時30分から 全戸各1人

草刈機、カマなど

大池の草刈り

日 9月上 L 午前7時から 全戸各1人 草刈機、カマなど

神社・講等の行事

とんど

しめ縄やもち焼き等を行い、無病息災を祈願します。日 1月15日 L 午前6時30分から 所 日慈谷神社 区民 準 宮世話役と講の代表者5人

花まつり

3月15日釈迦の入滅日、5月8日釈迦の誕生日にお供えをする祭りを実施。所 赤熊霊石観音堂 誰でも 準 区民の当番

神社大祓い(年2回)

日慈谷神社で大祓いの神事が斎行されます。日 6月末、12月下 L 年によつて変わる 所 日慈谷神社 区民 準 宮世話役と講の代表者5人

施餓鬼

初盆の方の施餓鬼を実施

施します。日 8月18日 所 赤熊霊石観音堂 区民 準 宮世話役と講の代表者5人

神社湯立て

日慈谷神社で湯立て神事が斎行されます。日 9月上 L 午前9時から 所 日慈谷神社 氏子(旧区民) 準 宮世話役と講の代表者5人

区内の団体

赤熊こども育成会

小・中学生とその保護者及び区役員で組織し、花栽培、清掃、クリスマス会等の活動を実施しています。

農地・水・環境保全会

農地や農業用水を守るために組織され、活動や出役は区民全員で実施しています。

凡例 日 実施月等 L 実施時間 所 実施場所 参加対象 持参する物
参加者へ報酬や支給される物 不参加金等 慰労会がある取り組み
準 担当者による準備等 他 その他

【赤熊区の役員】

役職	役割	決め方	任期
区長	区の統括	選挙	1年
副区長	区の統括	選挙	1年
会計	区の統括	選挙	1年
班長 (全9班)	組の統括	組ごとの決め方	1年
農家組合長	農家の統括	前副組合長	2年
副農家組合長	農家の統括	前任から指名	2年
女性部	自治会役員	順番	2年

講組織
赤熊区には、昔から続いている^{※1}講という組織があります。葬儀に関することや墓地の管理等を実施しています。

講組織

徴収の方法

赤熊区民は区費等を、5月末と11月末の集金日に、赤熊公民館(集会所)へ持参します。

共聴アンテナ加入世帯は、テレビ共聴費を前期・後期に分けて支払います。

日慈谷神社の氏子世帯は、宮費を前期・後期に分けて1500円ずつ支払います。

情報の伝達

区長が班長に、班長が各戸へ連絡します。

葬儀のこと

訃報

喪主から講親へ連絡した後、講親が講組織の各戸へ連絡します。

手伝い

葬儀等の手伝いは、講の組織単位で実施します。

香典

香典は通夜か葬儀当日で、金額はまちまち。

香典返し・粗供養

区内での香典返しや粗供養は、原則しないよう申し合わせています。

赤熊古墳群

赤熊には、直径10mほどの円墳(円い山形の古墳)が23カ所確認されており、内部を見られる古墳も残っています。古墳群は「墓地周辺」「登山道沿い」「西の大池周辺」の3カ所に概ね分布しています。山に入る際は、古墳を傷つけないように気を付けましょう。



赤熊に23カ所ある円墳の一つ

※1 講：相互扶助的な集まりの事です。地域によっては、講から代表者を出して伊勢神宮等に参拝(代表参拝、代参とも)したり、お金を積み立てメンバーの有事に備えたりしています。

国道372号から少し離れた戸数50戸の静かな区ですが、近年空き家が目立つようになって来ましたが、そんな中、若い世代の新規就農者の移住もあり、希望を持って皆で協力しながら地域を守っています。

年間の行事

区の会議等

区新年初総会

日 1月L 午後7時30分
から ☺ 全戸各1人

区年度末総会

次年度役員選挙をします。日 3月末L 午後7時30分
から ☺ 全戸各1人

農家組合総会(年2回)

日 年度末総会 3月末、新年度総会 4月L 午後7時30分
から ☺ 農家全戸

区新年度初総会

日 4月L 午後7時30分
から ☺ 全戸各1人

区民の出演

道作り(3月)

農道への碎石敷設や側溝のゴミ取りと公民館の清掃。日 春分の日前後の日曜日L 午前8時～正午 ☺ 全戸各1人
草刈機、スコップ、ジョレン

川浚え

水路脇の草刈りや土砂の撤去などをします。日 4月第4日曜日L 午前8時～正午 ☺ 全戸各1人
鎌、スコップ、ジョレン ☺ お茶

道作り(9月)

道路脇や池堤防等の草刈りと公民館の清掃。

神社・講等の行事

百燈祭

百本の蠟燭を灯火し、農作の無事や豊作を願います。日 7月1日L 午後8時から 所 大内神社 ☺ 区民 準 宮総代、区役員、当番の区民

湯立祭

釜で湯を煮えたぎらせその湯を用いて神事を執り行い、五穀豊穡や無病息災を願います。日 9月第1日曜日L 正午から 所 大内神社 ☺ 区民 準 宮総代、区役員、当番の区民

大祓い

罪や過ち、心身の穢れを拭い清め新年を迎えま

区内の団体

子ども会

(大内、あせび、松熊合同)

子ども会(小学生とその保護者が所属)では、集団登校の見守りや夏休みの勉強会、親睦会(BBQや花火)、クリスマス会、6年生を送る会などをしています。会費は小学生ひとりにつき年3000円。



凡例 日 実施月当 L 実施時間 所 実施場所 ☺ 参加対象 ▶ 持参する物
☺ 参加者へ報酬や支給される物 不 不参加金等 ☺ 慰労会がある取り組み
準 担当者による準備等 他 その他

【大内区の役員】

役職	役割	決め方	任期
区長	区の管理運営責任 開発建設委員と保全隊役員を兼務	選挙	1年
副区長	区長の補佐、庶務 開発建設委員と保全隊役員を兼務	選挙	1年
会計	区の会計	選挙	1年
幹事	区事業等の遂行	前区三役	1年
会計監査	上半期と下半期に会計監査をし、 区長に報告する	選挙	1年
女性部	自治会役員	区長より依頼	1年

情報の伝達
行事予定などは基本、全戸配布で連絡しています。状況によっては組ごとで回覧版を回すこ

情報の伝達

ともあります。

徴収の方法

徴収は年に2回あり、5月最終日曜日に自治会から依頼される自治

会費等、9月最終日曜日に区費を公民館へ持参します。

【エリアの構成】

大内区

1組 2組 3組 4組 5組 6組

葬儀のこと

訃報

訃報は喪主↓^{※1}親戚株と寺総代↓檀家(区民)の順で伝わります。檀家ではない方への伝達方法はない状態ですが、これからの課題として検討します。



斎場への移動

喪主がバスを手配し、区から斎場へ行きます。

手伝い

葬儀等の手伝いは基本、^{※2}株内です。

香典

香典は2〜3000円程度で、告別式当日の早朝(午前7時頃)、区内の当該家へお参りする際

に渡します。

香典返し

区内での香典返しは、しないよう申し合わせています。

農業・農地

区内在住の農地所有者や耕作者は、農家組合への加入が望まれます。

組合に加入すれば、トラクターバケットの借用(1時間500円)や、堆肥舎の肥料を使用できます。

周囲に迷惑をかけることが基本で、各水系水路の掃除も必要です。また農家組合長から草刈をするよう指導を受けて1週間後に刈られている場合、草刈り隊(仮称)による草刈り費用を負担します。

※1 親戚株：本家、分家の関係にある血縁の関係にある家を「親戚株」と呼びます。

※2 株内：血縁関係の家の集まりを「株内」と呼びます。

全16軒の松熊区では、現在空家バンク等の取り組みを区全体で進めております。この数年で2組の子育て世帯が移住して来られました。皆で助け合い、協力して土地を守り暮らしている、穏やかで風通しの良い地区です。

年間の行事

区の会議等

区新年会

新年のあいさつなどを行います。**日**1月上旬
L正午から**所**松熊集会所
☺全戸各1人

区総会

総会で事業や会計の報告をします。**日**3月**L**午後8時から**所**松熊集会所
☺全戸各1人

区民の出演

彼岸の道づくり(3月)

道路沿い、公園、駐車場

の清掃をします。**日**3月
L午前8時から**☺**全戸各1人**他**清掃後に次年度役員選挙を実施

環境整備事業

本梅川堤防、公園、駐車場の草刈りや清掃をします。**日**6月上旬**L**午前8時から**☺**全戸各1人

区墓地清掃活動

墓地の草刈りや通路清掃をします。**日**8月上旬
L午前8時から**☺**墓地所有者

彼岸の道づくり(9月)

道路沿い、公園、駐車場の清掃をします。**日**9月

L午前8時から**☺**全戸各1人

年末大掃除

集会所の建物内外を清掃します。**日**12月**L**午前9時~11時頃**☺**全戸各1人

神社・講等の行事

とんど祭

日1月上旬**L**午前10時から**所**惶根神社**☺**区民



惶根神社前の参道。写真右に公園があります。

準当番3戸にて準備します。

大祓い(年2回)

罪や過ち、心身の穢れを拭い清める大祓い神事を惶根神社で行っています。**日**6月上旬、12月上旬**☺**区民**所**惶根神社**準**当番3戸にて準備します。

区内の団体

子ども会

(松熊、あせび、大内合同)

子ども会(小学生とその保護者が所属)では、集団登校の見守りや夏休みの勉強会、親睦会(BBQや花火)、クリスマス会、6年生を送る会などをしています。会費は小学生ひとりにつき年3000円。

凡例 **日** 実施月等 **L** 実施時間 **所** 実施場所 **☺** 参加対象 **▶** 持参する物
🎁 参加者へ報酬や支給される物 **不** 不参加金等 **👉** 慰労会がある取り組み
準 担当者による準備等 **他** その他

【松熊区の役員】

役職	決め方	任期
区長	選挙	1年
副区長	選挙	1年
農家組合長	選挙	1年
副農家組合長	選挙	1年
惶根神社当番	順番 (3戸で1組)	3年
女性部	順番	1年

情報の伝達

正副区長が各戸に案内状を配って情報を伝えています。

徴収の方法

集金は年3回、5月10日、7月10日、11月10日の午後8時から松熊集会所にて行われ、区民は区費

及び自治会費等を持参します。

葬儀のこと

訃報

喪主から連絡を受けた区長が、各戸に訃報のお知らせを配布します。

斎場への移動

喪主がバスを手配し、区から斎場へ行きます。

区からのお供え

松熊区民にご不幸があった際は、区から生花をお供えています。

農業・農地

農家組合への加入

農地の所有者や耕作者は、農家組合に加入しなければなりません。

除草と水路そうじ

ほかの農地に迷惑をかけるような水路のそうじ、草刈りを数回することを義務にしています。



喫茶とベーグルのお店 ネコタ

2020年に移住してこられたご家族が営む、ほっこり優しいカフェです。亀岡のこだわり卵を使ったオムライスやデザート、テイクアウトで国産小麦を使用したもちりベーグルを販売しています。

全戸11軒の少数区ですが、区長、農家組合を中心に皆が協力し、農地、山、土地の保全管理に努めています。

年間の行事

区の会議等

初集会

初集会で年間計画を決めます。**日**1月3日**L**午後6時**所**中野ふれあいセンター**参加対象**全戸各1人

総集会

総集会では、事業や会計の報告、次年度役員選出をします。**日**3月**L**午後8時**所**中野ふれあいセンター**参加対象**全戸各1人

区民の出役

春の溝さらえ トコ清掃

用水路とセンターのトコの掃除。**日**3月**L**午

前8時から3時間程度
参加対象全戸各1人**持参する物**スコップ、クワ**参加者へ報酬や支給される物**パン、コーヒード
不区民は必ず出役。入作小作の人は5000円

※1伊根せき

土のうで川を止めて用水路に水を流します。
日4月**L**午前9時から3時間程度**参加対象**全戸各1人**持参する物**スコップ、ツルハシ**参加者へ報酬や支給される物**パン、コーヒード
不区民は必ず出役。入作小作の人は5000円

どぼん等の草刈り

どぼん周辺の草刈りをします。**日**8月**L**午前7時30分から半日**参加対象**全戸各1人**持参する物**草刈機、鎌、熊手**参加者へ報酬や支給される物**パン、コーヒード
他どぼんは、場所の名称。

山道作り

山道の確保を3班に分かれてします。荒天は中止。**日**9月**参加対象**全戸各1人

秋の溝さらえ

伊根ぬき

水路を掃除し、川のせき止めを外します。**日**9月**L**午前8時から3時間程度**参加対象**全戸各1人**持参する物**スコップ、ジョーレン、クワ**参加者へ報酬や支給される物**パン、コーヒード

区有林下刈り

区有林の下草刈りや間伐をします。**日**12月**L**半日**参加対象**全戸各1人

神社・講等の行事

とんど

日1月**所**八幡神社**参加対象**区民全員。ただし喪中の人は欠席**準備**区長がたき火を準備します。

八幡神社清掃

厄神祭の前に、八幡神社の掃除をします。**日**1月**L**午前8時から**参加対象**全戸各1人**持参する物**ノコギリ、カマ、ホウキ、草刈機

厄神祭

日1月19日**L**午前7時から**所**八幡神社**参加対象**全戸各1人。ただし喪中の人は欠席**準備**本殿周りは神主当番、他は皆で準備**参加者へ報酬や支給される物**有り

伊勢講

以前はお伊勢さんにお参りしていましたが、現在は中野ふれあいセンターで神事を行い、その後懇親会をします。また3年ごとに積立金で旅行します。**日**11月**参加対象**全戸各1人**準備**伊勢講当番2人**他**移住者でも講に入ることができません。

凡例 **日**実施月等 **L**実施時間 **所**実施場所 **参加対象**参加対象 **持参する物**持参する物
参加者へ報酬や支給される物参加者へ報酬や支給される物 **不参加金等**不参加金等 **慰労会がある取り組み**慰労会がある取り組み
準備担当者による準備等 **他**その他

【中野区の役員】

役職	役割	決め方	任期
区長	区の全般	選挙	1年
副区長	区長の補佐	選挙	1年
女性部	区の婦人部代表を兼任。 任期前の1年は区の会計を務めます。	順番	1年
農家組合長	農業関連	選挙	1年
副農家組合長	組合長の補佐	選挙	1年
寺当番	寺の通信	順番	1年
宮当番	宮の世話	順番	3年
神主当番	厄神祭の取り仕切り	順番	1年
水利委員	水利の管理	推選	1年



情報の伝達

正副区長からチラシなどで情報を伝えます。

徴収の方法

区費等の支払は持参で、集金日(毎月24日)にふ

れあいセンターへ持つて行きます。持つていけない時は、ご近所の方に預けます。また区内の空き家持ち主等は振込にて支払をします。

共聴アンテナの使用料年12000円は12月の集金日で支払います。

葬儀のこと

訃報

喪主から連絡を受けた正副区長が各戸に訃報を伝えます。

斎場への移動

喪主がバスを手配し、

区から斎場へ移動します。

香典

香典は告別式の受付で渡します。

香典返し

区内での香典返しは、しないよう申し合わせています。



毎年 中野区 みんなで花を植えています。

※1 伊根：田んぼに水を送るために用水をせき止める口を、この地域では「伊根(いね)」と呼びます。

東本梅町の中で一番世帯数の少ない区で、「住みやすい」「移住しやすい」をテーマに町づくりをしています。小さな区ですが、区民みなが力を合わせ運営にあたっています。

年間の行事

区の会議等

3月総会

3月の総会では、会計報告と連絡・協議、次年度役員選出をします。日 3月下旬 L 午後8時から

区民の出役

東大谷会所清掃、区民会合(年5回)

会所清掃と、自治会からの連絡・決定事項の相談など。日 偶数月(2月を除く)の第一日曜日 L 午前8時 全戸各1人 草刈り機または草引き道具 不 500円

環境整備

里道、用排水路のメンテナンスをします。日 春・秋分の日もしくは前後の休日 L 午前8時から 全戸各1人

寺環境整備

東大谷と南大谷の合同区行事として、環境整備作業が行われます。この作業は両区の交流という意味合いもあります。日 5月5日 L 午前8時から 全戸各1人 他 区

の歴史的事情で区行事となつていますが、檀家行事として区行事からの除外を検討中です。



地域保全会による草刈り

藪田神社の行事

新年拝賀式

日 2月 L 午前10時から 区長、氏子、神社役員

夏越大祓い

日 7月 L 午前10時から 区長、氏子、神社役員

例大祭

日 10月 L 午前10時から 区長、氏子、神社役員

新嘗祭

日 11月 L 午前10時から 区長、氏子、神社役員

年越大祓い

日 12月 L 午前10時から 区長、神社役員

氏子行事

新年拝賀式

日 1月 L 午前9時から 所 藪田神社 区長、区民、神社役員

氏子総会

日 1月 L 午前9時から 所 藪田神社 区長、区民、神社役員

藪田神社清掃

神社内の清掃をします。日 11月 L 午前8時から 全戸各1人、神社役員 草刈り機または草引き道具 不 1500円

※神社の運営は氏子により行われますが、移住者が氏子にならないのは自由です。氏子でなくても神社への参拝は自由です。

凡例 日 実施月等 L 実施時間 所 実施場所 参加対象 持参する物
参加者へ報酬や支給される物 不参加金等 慰労会がある取り組み
担当者による準備等 他 その他

■浄光寺護持会行事

新年参詣 護持会総会

日 1月1日 L 午前11時
から ☺ 檀家 他 法要後、
護持会総会。

環境整備作業(7月)

施餓鬼前の作業(掃除や
草刈り、植栽剪定など)

日 7月 ☺ 檀家

施餓鬼法要

在郷の全檀家による施
餓鬼法要 日 8月10日 L
午前10時から ☺ 檀家

【東大谷区の役員】

役職	決め方	任期
区長	おおむね順番	1年
副区長	おおむね順番	1年
女性部	おおむね順番	1年

環境整備作業(12月)

新年参詣前の作業(本
堂および境内清掃など)

日 7月 ☺ 檀家

※お寺に供養を希望される方は
檀家として護持会へ入会する
必要があります。位牌堂へ位牌を
祭り、境内にお墓を持ち、住
職に催事を催事を行ってもら
うことができます。

区内の団体

地域保全会

区民有志で、地域保全の
ため、里道・水路清掃、
改修、草刈りなどをして
います。作業出役者には
日当が支払われます。

情報の伝達

役員が年間行事予定表
を各戸に配布するほか、
集会所清掃時に連絡伝
達します。臨時連絡はビ

ラもしくは電話で各戸
に伝えます。

徴収の方法

区費、自治会費、テレビ
共聴費等は総会に持参
します。募金等は区長が
依頼、集金します。
神社費、寺護持会費は各
総代が集金します。

葬儀のこと

訃報
喪主↓区長↓区民の順
で訃報が伝えられます。

斎場への移動

喪主がバスを手配し、
区から斎場へ行きます。

手伝い

喪主からの要請で、区
長は葬儀委員長、区民は
受付等を手伝います。

農業・農地

農家組合への加入

農地所有者や耕作者は、
農家組合への加入と共
有部分の草刈りなどを
しなければなりません。

水利組合への加入

農地が水田の場合は、農
家組合だけでなく、水利
組合にも加入しなければ
なりません。

隣接公有地の管理

自宅、所有地に公有地
(里道、水路など)が隣接
してあるときは、当該公
有地の日常的な管理(草
刈り、清掃など)を行わ
なければなりません。



生子田区は1990年〜2000年ごろに建てられた家が多く、住民のほとんどが他の地域からの移住者で、東本梅町の中では新しい区です。また、西側では夕日がきれいに見えます。

年間の行事

■区の会議等

区総会(4月)

年間の事業計画と予算計画の審議をします。

日 4月 L 午前9時から

所 ふれあいセンター ☺
全戸各1人

区総会(3月)

年間の事業報告と会計報告をします。日 3月

L 午前9時から 所 ふれあいセンター ☺ 全戸各1人

■区民の出役

区内清掃(6月)

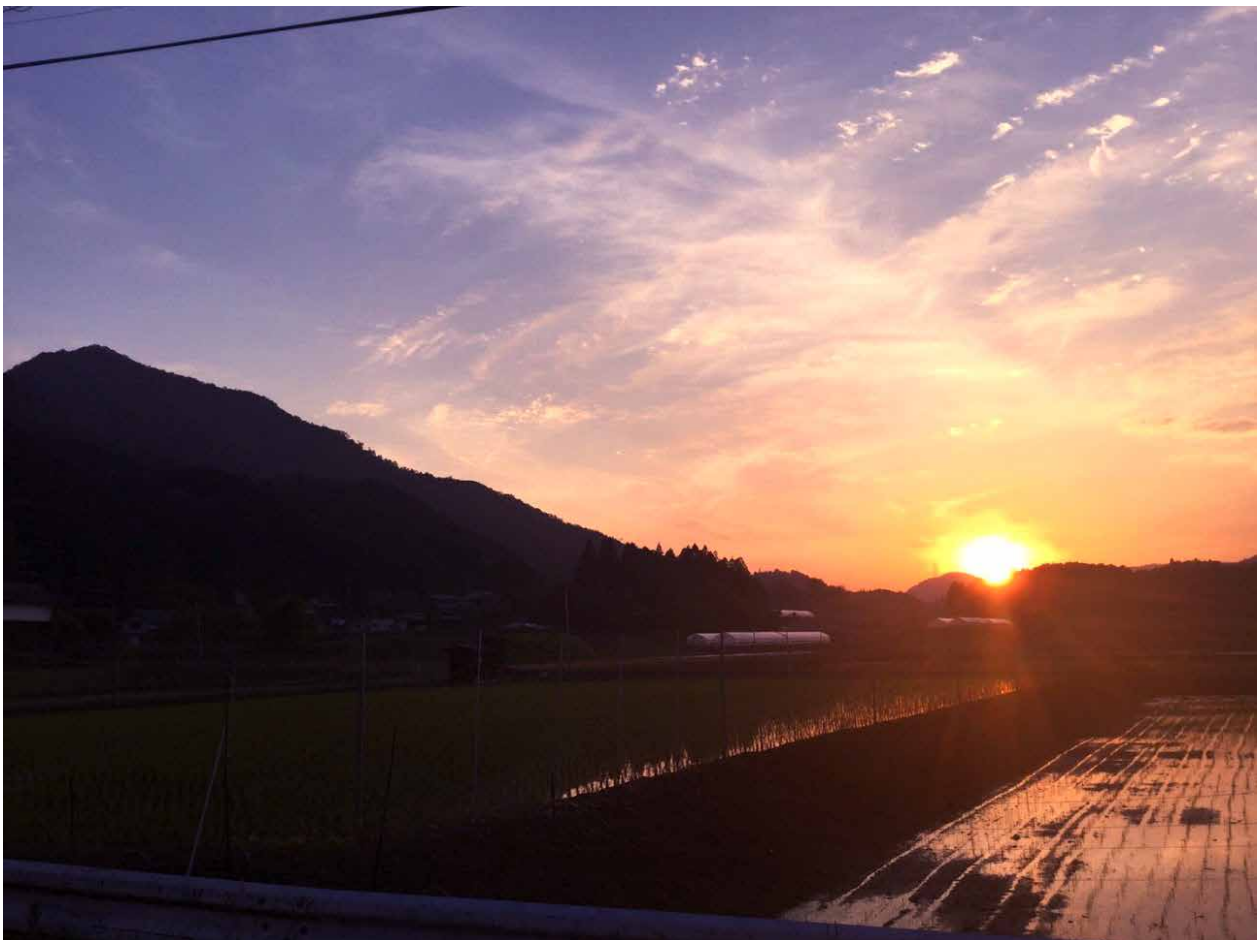
区内の除草作業をします。日 6月 L 午前8時〜

10時 ☺ 全戸各1人 ▶ 草刈機、掃除道具 不 お茶 不 500円

区内清掃(9月)

区内の除草作業をします。日 9月 L 午前8時〜

10時 ☺ 全戸各1人 ▶ 草刈機、掃除道具 不 お茶 不 500円



生子田区の西側から見える夕日の景色

凡例 日 実施月等 L 実施時間 所 実施場所 ☺ 参加対象 ▶ 持参する物
 ☺ 参加者へ報酬や支給される物 不 不参加金等 ☺ 慰労会がある取り組み
 準 担当者による準備等 他 その他

【生子田区の役員】

役職	役割	決め方	任期
区長	自治会事業の区代表	入居順	1年
副区長	区の事業執行	入居順	1年
会計監査 2人	会計監査	前正副区長	1年
女性部	自治会役員	おおむね順番	1年

書面や回覧板が各戸に配られるほか、電話やLINEを使って区の連絡網で情報が伝わります。

情報の伝達

徴収の方法

区長が各世帯を回り、区費などを徴収します。

葬儀のこと

訃報

基本的には、喪主から連絡を受けた区長が各戸に訃報を伝えます。

斎場への移動

斎場への移動は、特に慣例などなく、自主行動となります。

香典

区から5000円の香典をします。個人からは任意です。



生子田のまちなみ。1990年以降に建てられた家が多い。

あせび区は、1980年代に「馬酔木の郷」の呼称で宅地分譲され、居住者と別荘所有者が共存してきた地域です。他の地域からの移住者がほとんどで、生活スタイルや考え方、時間の過ごし方はそれぞれで、いろいろな人が住まわれていますが、居心地の良さを感じ、平穏に心豊かに暮らしています。

あせびの景観

景観を守るために「境界にはブロック塀を設けず木製フェンスや生垣」



避暑地のような景観

「外壁は自然素材」というような取り決めが開発時にあり、街並みは避暑地のような雰囲気があります。半数近くの家で薪ストーブが焚かれ、犬や猫のペットと一緒に暮らし、菜園や農業にいそしまれています。

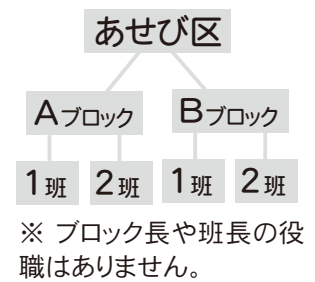
年間の行事

区の会議等

区総会

日 5月第2土曜日頃 L
午後7時～8時 所 あせびの郷クラブハウス
全戸各1人

【エリアの構成】



区民の出役

区内清掃(年4回)

草刈り、側溝の落ち葉、汚泥の除去をします。
日 6月初旬、8月下旬、12月下旬、3月下旬のいずれも日曜日 L 午前8時～9時 区民有志
▶ 草刈り機、清掃器具など 飲料、草刈機の燃料

区内の団体

子ども会

(あせび、大内、松熊合同)
子ども会(小学生とその保護者が所属)では、集

団登校の見守りや夏休みの勉強会、親睦会(BQや花火)、クリスマス会、6年生を送る会などをしています。会費は小学生ひとりにつき年3000円。

葬儀のこと

訃報

喪主から連絡を受けた区長が会員各戸にお知らせを投函します。

手伝い

要請があれば、あせび区自治会で葬儀等の執行に協力します。

区からのお供え

個人の香典とは別に、あせび区自治会よりお供え(密1対、5000円)をします。自治会への香典返しはしません。

凡例 日 実施月等 L 実施時間 所 実施場所 参加対象 持参する物
参加者へ報酬や支給される物 不参加金等 慰労会がある取り組み
準備担当者による準備等 他 その他

【あせび区の役員】

役職	役割	決め方	任期
区長	区を代表し、総括	輪番	1年
副区長	区長の補佐。必要時に代行 区の会計	輪番	1年
監事	会計及び業務の監査	輪番	1年
女性部	自治会役員	輪番	1年

インフラ

2011年に地域を管理運営していた会社が倒産しましたが、道路、上水道、集中プロパン設備、ごみ収集所などを以前同様使えるように、それら財産を^{※1}認可地縁団体「東本梅町あせび区自治会」で取得



あせびの郷クラブハウス

し、「あせびの郷管理組合」を作って自治会とで共同運営しています。

上水道
上水の簡易専用水道は組合の管理ですが、亀岡市の上水を引き込んでいるため、入居時は市上水道にも加入が必要で、電動ポンプで各戸に給水しているため、停電時に水道が止まりますが、クラブハウス前の立水栓で上水の供給を受けられます。現在、上水道の市移行を目指していますが、本管敷設の必要

があり負担金が生じる可能性があります。



区内の道路

市道から区内へ通ずる道は私有道路ですが、区内の道は^{※2}亀岡市準市道に認定されています。

TVアンテナ

共聴TVアンテナが山に立っています。映りの悪いチャンネルもあり、完全な視聴を望まれる方はケーブルテレビ等に加入してください。

集中プロパンガス

集中プロパンガス設備は、開発初期に施工されたままで、経過年月から推測すると老朽化により今後このまま使用することが出来るかどうかは不明な状況です。

情報の伝達

区民への連絡は、書面をポストに投函して伝えています。

徴収の方法

建物所有者または居住者は組合に加入し、管理費(月4000円)と修繕積立金(月6000円)を支払います。

居住者は自治会に加入し、13ページある自治会費や区費等を組合の一般会計から一括して拠出しています。

営業は禁止

物販や飲食店など不特定多数の方が出入りする営業行為は基本的に禁止しています。

※1 認可地縁団体：法手続きを経て法人格を得た自治会、町内会等(一定の区域に住所を有し、広く地域社会の維持、形成を行い、地域的な共同活動を行っている団体)のことをいいます。

※2 亀岡市準市道：準市道に認定されることで、亀岡市の補助等の対象道路となります。

東本梅町

四季折々のよそおい



電話帳

東本梅町ふれあいセンター (東本梅町自治会)	0771-26-2504	このページは、東本梅町で知り合った人、同じ区の人などをどんどん追記してお使いください。
亀岡市役所ふるさと創生課	0771-25-5060	
森の自然こども園東本梅	0771-26-2505	区長_____
青野小学校	0771-26-2004	農家組合長_____
育親中学校	0771-26-2007	
亀岡市子育て世代包括支援センター	0771-55-9150	
亀岡市立病院	0771-25-7313	
京都中部総合医療センター	0771-42-2510	
宮前診療所	0771-26-2002	
宮前駐在所	0771-26-2009	
JA 京都 亀岡西部支店	0771-26-2006	

困ったことがあれば、区長やご近所さん、自治会にご相談ください。

集落の教科書 亀岡市東本梅町編

2020年3月31日 第1版発行

発行人：東本梅町自治会
亀岡市東本梅町赤熊蟻間野 35-1
電話 0771-26-2504

※ この本は、「京都府移住者受入整備事業」の一環として発行しました。集落ルールの改善や見直しは今も行われ続けており、今後はホームページ上にて随時情報を更新していきます。

ここに書かれたものがルールの全てではありませんので、ご理解ください。

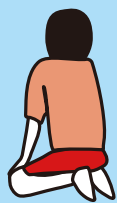


私たちは
音羽の恵みを
いただいています。

【音羽の滝】水は透明で美しく、以前は酒造りに利用されていました。音羽の滝以外にも、渓谷には落差 5m以上の滝が点在しています。



最新版はこちらから
ダウンロードできます。



強いルール



ゆるいルール



慣例や風習



消えつつあるルール



改善に向け考え中